

○ 救慰金制度の実施について

昭和49年3月1日

通達甲警第4号警察本部長

各部課（隊、校）署長

このたび、警察職員の家族が、警察職員の職務執行に基因して、他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または負傷した場合における救慰金の授与について、別添のとおり「救慰金授与要綱」を制定し、昭和49年3月1日から施行することとしたから、下記事項について職員に周知し、士気の高揚につとめられたい。

記

1 制定の趣旨

警察をとりまく現下の社会情勢は、一部過激分子のテロ行為等により極めて不穏なものがあり、警察職員の職務執行に基因して、他人から危害を加えられるのは、ひとり当該警察職員だけでなく、その家族にまで及んでいる現状である。

不幸にして、警察職員の家族が、警察職員の正当な職務執行に直接基因して、他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または負傷した場合には、その者に救慰金を授与し、もつて職員ならびに家族の救済慰労と職員の士気の高揚に資するため、本要綱を制定したものである。

2 授与の要件

(1) 救慰金は、警察職員の家族に対する加害行為が警察職員の正当な職務執行に直接基因して行なわれたものであるとき、すなわち

ア 警察職員の正当な職務執行に伴うえん恨による場合

イ 警察職員の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合

のいずれかに該当して当該加害行為が行なわれたときに授与するものであること。

(2) 授与の対象者は、職員の配偶者および同居の親族とするが、父母または子にあつては別居中の者も対象者とする。

3 救慰金の額および授与

(1) 救慰金の額は、負傷した場合、身体障害が残った場合および死亡した場合のそれぞれの被害の程度に応じて要綱別表に定める額とする。

(2) 負傷にかかる救慰金を授与された者が、後日死亡し、または身体障害を残した場合における当該死亡または身体障害にかかる救慰金の額については、要綱別表に定める額から既に授与した負傷にかかる救慰金の額を差し引いた金額とする。

(3) 救慰金は、所属長を通じて危害を受けた家族に直接授与し、危害を受けた家族が死亡した場合には、当該職員に授与する。

4 上申

(1) 所属長は、要綱第2条の要件に該当し、救慰金を授与することが適当と認められる事案が発生したときは、救慰金上申書に次の書類を添えてすみやかに上申すること。

- ア 医師の診断書または死亡診断書（死体検案書）
- イ 検証調書または実況見分調書の写
- ウ 職員と家族の続柄を証明する書類
- エ その他警察本部長が必要と認める書類

(2) 負傷にかかる救慰金を授与された者が死亡し、または身体障害を残した場合における救慰金の上申については、医師の診断書または死体検案書の進達をもつて当該上申があつたものとみなす。

5 適用除外

警察職員の違法な職務執行または著しく不当な職務執行に基因して当該職員の家族が危害を受けた場合、その他救慰金を授与することがふさわしくないと認めるときは、救慰金は授与しない。

6 授与の事務

救慰金の授与に関する事務は、警務部警務課において行なう。

救慰金授与要綱

(趣旨)

第 1条 この要綱は、茨城県警察に勤務する職員（以下「職員」という。）の家族が、職員の職務執行に基因して他人から危害を加えられた場合の救慰金の授与について必要な事項を定めるものとする。

(授与の要件)

第 2条 救慰金は、職員の家族（以下「家族」という。）が、次のいずれかに基因して他人から危害を加えられ、そのために死亡し、または負傷した場合に授与する。

- (1) 警察職員の正当な職務執行に伴うえん恨による場合
- (2) 警察職員の正当な職務執行を妨害またはけん制する意図による場合

2 前項の家族は、警察職員の配偶者および同居の親族（父母または子にあつては、別居中の者を含む。）とする。

(救慰金の額および授与)

第 3条 救慰金は、家族の被害の程度に応じて別表に定める金額とする。ただし、負傷にかかる救慰金を授与された者が死亡し、または身体障害を残した場合における当該死亡または身体障害にかかる救慰金については、別表に定める金額から既に授与した金額を差し引いた金額とする。

2 救慰金は、警察本部長が、危害を受けた家族（その者が死亡した場合には当該職員）に授与する。

(上申)

第 4条 所属長は、家族の被害事案が第2条の要件に該当し、救慰金を授与することが適当と認められるときは、救慰金上申書（様式第1号）に関係資料を添えて警察本部長に上申するものとする。

(通知)

第 5条 警察本部長は、救慰金の授与および授与額を決定したときは、救慰金決定通知書（様式第2号）により、所属長を経由して危害を受けた家族（その者が死亡した場合には当該職員）に通知するとともに、救慰金を授与するものとする。

(適用除外)

第 6条 職員の職務執行に違法、または著しい不当行為が認められたとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと警察本部長が認めたときは、救慰金は授与しない。

附 則

この要綱は、昭和49年3月1日から施行する。

別 表

被害の程度		金 額
死亡した場合		2,000,000円
身体障害が残った場合	第1級	2,000,000円
	第2級	1,800,000円
	第3級	1,600,000円
	第4級	1,400,000円
	第5級	1,200,000円
	第6級	1,000,000円
	第7級	900,000円
	第8級	800,000円
	第9級	700,000円
	第10級	600,000円
	第11級	500,000円
	第12級	400,000円
	第13級	300,000円
	第14級	200,000円
負傷した場合	療養期間6月以上	200,000円
	療養期間3月以上6月未満	140,000円
	療養期間1月以上3月未満	100,000円
	療養期間2週間以上1月未満	60,000円
	療養期間2週間未満	20,000円

備考 身体障害が残った場合の等級は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表に掲げる等級によるものとし、等級の決定については、同法第29条第2項から第5項までの規定を準用する。